燕市米の品質向上支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この告示は、農産物の高付加価値化を促進し、農業者の所得の向上を図るため、米の品質向上に資する設備購入及び土壌診断を行うものに対して、予算の範囲内において、燕市米の品質向上支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者　次のいずれにも該当する者をいう。

ア　市内に住所を有していること。

イ　市内に農地(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。)を所有し、又は借り受けていること。

ウ　現に農業を営み、又は当該年度内に営農を開始しようとしていること。

(2) 農業法人　農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって、市内に事業所を有し、市内で主に営農活動を行うものをいう。

(3) 農業者等が組織する団体　次のいずれにも該当する団体をいう。

ア　3戸以上の農業者で構成されていること。

イ　組織の過半数が農業者で構成されていること。

ウ　代表者の定めがあり、当該代表者が認定農業者であること。

エ　組織及び運営に関する規約が定められていること。

(4) 認定農業者等　農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

(5) 人・農地プラン掲載の担い手　人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する人・農地プランに掲載された者をいう。

(補助対象者)

第3条　補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 農業者のうち認定農業者等又は人・農地プラン掲載の担い手

(2) 農業法人のうち認定農業者等又は人・農地プラン掲載の担い手

(3) 農業者等が組織する団体

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者としない。

(1) 市税等を滞納しているもの

(2) 農地法その他の関係法令に違反している者及び当該者が構成員に含まれる団体

(3) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うもの

(補助対象経費等)

第4条　補助対象経費、補助対象事業及び補助金の額については、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条　補助金の交付の申請を行う者(以下「交付申請者」という。)は、燕市米の品質向上支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 燕市米の品質向上支援補助金事業計画書(様式第2号)

(2) 補助対象経費が分かる見積書

(3) 土壌診断を行う農地の位置図(土壌診断の場合のみ)

(4) その他市長が必要と認める書類

2　補助金の交付申請は、別表に掲げる区分ごとに同一年度内において1回限りとする。

(交付の決定)

第6条　市長は、前条の申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の決定をしたときは、燕市米の品質向上支援補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)にその決定の内容を、交付しない旨の決定をしたときは、燕市米の品質向上支援補助金不交付決定通知書(様式第4号)にその旨及び理由を記載し、速やかに交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条　市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

(事業の着手)

第8条　交付申請者は、第6条に規定する交付決定通知書による通知を受けるまで、補助対象事業に着手してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、事業の性質、内容等により、補助対象者が補助金の交付決定前の着手を必要とする場合は、その理由を記載した燕市米の品質向上支援補助金交付決定前着手届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。この場合において、不交付の決定がされたときは事業に係る経費の全額を、交付の決定を受けた内容に変更があり、交付決定額を超える経費が生じたときはその額を交付申請者が負担しなければならない。

(補助事業の変更)

第9条　補助金の交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、燕市米の品質向上支援補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の承認をする場合においては、第6条及び第7条の規定を準用する。

3　市長は、第1項の承認をしたときは、燕市米の品質向上支援補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに燕市米の品質向上支援補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　　(1) 燕市米の品質向上支援補助金事業実績書(様式第8号別紙)

　　(2) 支払が確認できる書類(請求書、領収書等)

　　(3) 設備の全体や型式、品番等が確認できる写真(設備導入の場合のみ)

　　(4) 土壌診断結果の写し(土壌診断の場合のみ)

　　(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、燕市米の品質向上支援補助金確定通知書(様式第9号)により、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、市長が認めるものについては、第6条の規定による交付決定通知書をもって確定の通知に代えることができる。

(補助金の請求)

第12条　前条の規定による補助金の確定の通知を受けたものは、燕市米の品質向上支援補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条　市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他市長が指示した事項に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条　市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2　前項の規定による補助金の返還請求は、燕市米の品質向上支援補助金返還請求書(様式第11号)により、補助事業者に通知して行う。

(その他)

第15条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 設備導入 | 米の品質向上のために必要な高品質米生産機械の導入 | 米の色彩選別機械設備に要する経費(付帯機器、取付工事費等の本体以外の費用、消費税及び地方消費税相当額を除く。) | 補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を上限とする。 |
| 土壌診断 | (1) 米の品質向上につながる土壌改善のために実施する土壌診断(2) 残留農薬検査等、米の安全性を確認するための土壌診断 | 農地の土壌診断に係る外注費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。） | 補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を上限とする。 |